

カードローン

説明書

ご利用いただける方	次の条件をいずれも満たしている方 ① 申込時の年齢が満20歳以上65歳未満の方 ② 高山市・飛騨市・大野郡白川村に居住または、勤務している方 ③ 安定した収入があり前年度税込年収が150万円以上の方 ④ 給与所得者は勤続2年以上の方、自営業者は同一事業を2年以上継続営業している方 ⑤ 株式会社セディナの保証を受けられる方
ご融資資金の用途	自由（但し、事業性資金は除く）
ご融資形態	当座貸越（普通預金に貸越契約を結ぶ）
返済方法	随時返済方式 （ご自由にお通帳へご入金ください。ATMによるご入金もできます。）
利息支払い方法	毎年2月と8月の第3日曜日の翌営業日に、貸越残高に組入れます。 半年分の利息を後取りします。
ご融資極度額	30万円・50万円の2コース ただし、50万円コースについては、住宅状況が本人持家または、家族持家で当組合との取引年数1年以上の方。
ご融資利率	年13.80%
利息の計算方法	付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
ご融資期間	3年ごとの自動更新とし、70歳を超えての更新はできません。 ただし、更新時の審査結果により70歳前に自動更新できない場合もあります。
連帯保証人	不要です。 株式会社セディナの保証をご利用いただきます。 ※ 保証料は、ご融資利率に含まれております。
ご用意していただく書類	運転免許証・健康保険証 いずれかの写し
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口：ひだしんお客様相談室】 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：30 電話：0120-36-4501 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.hidashin.co.jp/

<p>苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓 口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ苦情等相談所】</p> <p>受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間：9：00～17：00</p> <p>電 話：03-3567-2456</p> <p>住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）</p>
----------------------	--

（平成22年10月1日現在）

- ※ ローンの利用に際し、当組合および保証会社の審査の結果によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- ※ 利息制限法により、当組合のキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客様が、当組合以外の提携ATMをご利用される場合に、ATM利用明細票に示されたお客様の負担されるATM利用手数料よりも、実際にご負担いただく手数料金額が減額される場合がございます。

